

♻️ プラ容器包装の出し方にご注意ください

○プラ容器包装（プラスチック製容器包装）とは？

- ・商品を入れたり包んでいるプラスチック製の包装物で、その商品を使ったり取り出したあと不要になるものです。♻️（プラマーク）このマークが目印です

プラ容器包装は「容器包装リサイクル法」に基づいてリサイクルしています。

この法律では、容器や包装材を製造したり利用している事業者がリサイクル費用を負担する仕組みになっているため、プラ容器包装だけを分別する必要があります。プラ容器包装以外のプラスチックについては、この法律の対象外であり、こうした費用の負担やリサイクルの仕組みがないため分別収集の対象外となります。

○プラ容器包装として分別していただく主なもの



おかしや食品などの袋、レジ袋など（食パン等の袋の口を留めるための留め具も該当します）



ペットボトル等のフィルム



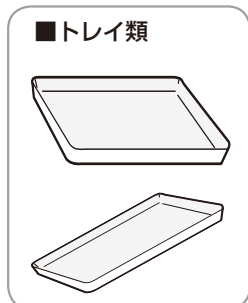
シャンプーや洗剤等のボトル（ふたは外していっしょに出してください）



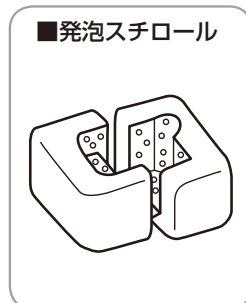
カップめん、卵、果物、野菜、弁当等の容器



ペットボトル、びん等のふた



生鮮食品、総菜等の容器



食品の容器や製品の緩衝材

ご注意ください

食品の残りなどが付着し、洗っても汚れがとれないものは、リサイクルの過程において支障が生じますので『燃やせるごみ』でお出しください。

○出し方

- ・汚れているものは、水で軽くすすぐ、ふき取るなどきれいにしてから出してください。
※汚れているとリサイクルできません。汚れているものは燃やすごみ（可燃ごみ）で出してください。
- ・小さい袋にプラ容器包装を入れてから大きな袋に入れる「二重袋」はしないでください。
- ・危険物（刃物・ライター・電池等）を一緒に入れないでください。
- ・透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。
※文房具やおもちゃ類、CD・DVDやビデオテープなど、プラスチック製の商品そのものについては「容器包装」ではありませんので、「燃やせるごみ（可燃ごみ）」でお出しください。「プラ容器包装」でお出しいただくものは、あくまでも“プラマーク”の表示があるものです。ペットボトルはペットボトル（資源ごみ）の日に、出してください。

